

# 調理師業務従事者届

届出用紙（1人用）

ふりがな				性別	年齢
氏名				男・女	歳
住所	〒				
電話番号					
調理師名簿登録	登録を受けた都道府県名			登録番号	第 号
	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
業務に従事する 場所	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寄宿舍</li> <li>2. 学校</li> <li>3. 病院</li> <li>4. 事業所</li> <li>5. 社会福祉施設</li> <li>6. 介護老人保健施設</li> <li>7. 矯正施設</li> </ol> </div> <div style="width: 45%;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 飲食店営業</li> <li>9. 魚介類販売業</li> <li>10. そうざい製造業</li> <li>11. 複合型そうざい製造業</li> <li>12. その他</li> </ol> </div> </div>				
	所在地	〒			
	電話番号				
	名称				
備考					

※ ご記入頂いた個人情報、従業調理師に関する衛生行政の統計資料及び調理師名簿登録者の確認に利用する以外の目的に使用することはありません。

（記入上の注意）該当する文字又は数字を○で囲んでください。この用紙（届出様式面）をコピーして使用していただいても構いません。

# 調理師の皆様へ！

働いている調理師は、法律に基づき就業届を2年ごとに提出することが義務づけられています。

近年、国民の食生活における外食依存の傾向が高まっており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割が、ますます重要になってきています。

このため、皆様方の資質の向上を目的とする研修等の事業が円滑に実施できるよう、調理師法第5条の2の規定に基づき、就業する調理師の皆様にご提出をさせていただくことになっております。

令和6年度は、届出をしていただく年度でありますので、制度の趣旨をご理解いただき、「調理師業務従事者届」の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

## ○対象者

令和6年12月31日現在、調理師免許を有し、山梨県内に所在する施設で調理業務に従事している方（パート、アルバイトも含みます。）

## ○届出方法・届出先

令和6年12月31日現在の状況を裏面の「調理師業務従事者届」に記載し、令和7年1月15日までに、最寄りの保健福祉事務所（保健所）、山梨県福祉保健部健康増進課、山梨県調理師会のいずれかに提出（郵送、FAX可）して下さい。

保健所名	担当課	所在地	電話番号	FAX 番号
甲府市健康支援センター	医務感染症課 医務係	〒400-0858 甲府市相生 2-17-1	055-242-6180	055-242-6178
中北保健福祉事務所	健康支援課	〒407-0024 韮崎市本町 4-2-4	0551-23-3073	0551-23-3075
峡東保健福祉事務所	地域保健課	〒405-0003 山梨市下井尻 126-1	0553-20-2752	0553-20-2754
峡南保健福祉事務所	健康支援課	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2	0556-22-8155	0556-22-8147
富士・東部保健福祉事務所	地域保健課	〒403-0005 富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9035	0555-24-9037

山梨県福祉保健部健康増進課（〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1）（FAX 055-223-1499）

山梨県調理師会（〒400-0007 甲府市美咲 1-2-11）（FAX 055-251-5611）

また山梨県のホームページ上から令和7年1月1日より電子申請で届出ができます。その場合には次の手順で進んで下さい。

サイト内検索で「山梨県健康増進課 調理師業務従事者届」を検索→「調理業務従事者届電子申請」をクリックすると電子申請画面に行きます。

## ○問い合わせ先

最寄りの保健福祉事務所（保健所）、山梨県福祉保健部健康増進課（TEL055-223-1493）、山梨県調理師会（TEL055-251-5611）へお問い合わせください。

## ○施設区分については下記を参考にしてください

1	寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設
2	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校、学校給食センター等
3	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院(20人以上入院させる施設)の患者給食
4	事業所	会社、工場、事業場、官公署、その他の事業所の従業員給食
5	社会福祉施設	保護施設、児童福祉施設(保育所、乳児院等)、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等)、身体障害者福祉センター、婦人保護施設等
6	介護老人保健施設	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
7	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所
8	飲食店営業	一般食堂、料理店、すし店、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業施設
9	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業施設
11	複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く。）又は麺類製造業に係る食品を製造する営業施設
12	その他	自衛隊、有料老人ホーム、一般給食センター、診療所等